

広島県告示第八百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県尾道市百島町地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法	区域の表示及び法
福田（五二七九―三）	急傾斜地の崩壊	福田（五二七九―三）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
海老呑（二〇一〇六―二）	急傾斜地の崩壊	海老呑（二〇一〇六―二）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
福田（五二七九―一）	急傾斜地の崩壊	福田（五二七九―一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
福田（五二七九）	急傾斜地の崩壊	福田（五二七九）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
海老呑（二〇一〇六―一）	急傾斜地の崩壊	海老呑（二〇一〇六―一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
郷（三〇一四）	急傾斜地の崩壊	郷（三〇一四）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
郷（三〇一七）	急傾斜地の崩壊	郷（三〇一七）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
新涯（二二三五―一）	急傾斜地の崩壊	新涯（二二三五―一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
新涯（二二三五）	急傾斜地の崩壊	新涯（二二三五）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
坂（二九三九―一）	急傾斜地の崩壊	坂（二九三九―一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法



下池川（一九六）	土石流	次の図のとおり	下池川（一九六）	土石流	次の図のとおり
上泊川（八二九）	土石流	次の図のとおり	上泊川（八二九）	土石流	次の図のとおり
下泊川（八三〇―一）	土石流	次の図のとおり	下泊川（八三〇―一）	土石流	次の図のとおり
下泊川（八三〇隣a）	土石流	次の図のとおり	下泊川（八三〇隣a）	土石流	次の図のとおり
下泊川（八三〇隣b）	土石流	次の図のとおり	下泊川（八三〇隣b）	土石流	次の図のとおり
下泊川（八三〇隣c）	土石流	次の図のとおり	下泊川（八三〇隣c）	土石流	次の図のとおり
南海老呑川（五一七三）	土石流	次の図のとおり	南海老呑川（五一七三）	土石流	次の図のとおり
西林寺南川（七八三三）	土石流	次の図のとおり	西林寺南川（七八三三）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。